

札幌市動物園条例（素案）に対する ご意見の概要と札幌市の考え方について

2022年（令和4年）5月
札幌市

市政等資料番号
01-J03-22-978

1 意見募集の概要

動物園の運営目的や実施すべき取組を明確にするとともに、市の施策や市民、事業者との協働により動物園の取組を促進する仕組みを定める札幌市動物園条例の制定に向けて、その素案に対する意見募集を下記のとおり実施しました。

このたびお寄せいただいたご意見の概要と、それに対する札幌市の考え方をご報告いたします。

お寄せいただいたご意見を参考に、条例案をまとめるとともに、今後の円山動物園の運営をはじめ、札幌市における動物園に関する施策を検討する際の参考にさせていただきます。

たくさんのご意見をお寄せいただきありがとうございました。

(1) 意見募集期間

2022年（令和4年）1月28日（金）から2月28日（月）まで（32日間）

(2) 意見提出方法

円山動物園への郵送・持参、ファクス、電子メール、ホームページのご意見募集フォームからの送信

(3) 資料の配布場所

- ・ 札幌市円山動物園
- ・ 札幌市役所本庁舎2階 市政刊行物コーナー
- ・ 各区役所総務企画課広聴係
- ・ 各まちづくりセンター
- ・ 札幌市環境プラザ（札幌市北区北8条西3丁目 札幌エルプラザ2階）
- ・ 札幌市公式ホームページ（円山動物園公式ホームページ）

(4) 意見募集の周知方法

- ・ 広報さっぽろ1月号のお知らせへの掲載
- ・ 札幌市公式ホームページへの掲載
- ・ 札幌市公式LINEによる情報発信
- ・ 札幌市円山動物園公式ツイッターによる情報発信
- ・ 広報ラジオ番組の放送

2 パブリックコメントの内訳

(1) 意見提出者数・意見数

意見提出者数 : 22 人

意見数 : 72 件

(2) 意見提出者の年代別の内訳

分類	20代	30代	40代	50代	60代	合計
提出者数	5人	1人	11人	3人	2人	22人
意見数	6件	1件	54件	7件	4件	72件

(3) 意見提出者の提出方法の内訳

提出方法	ホームページ	郵送	ファクス	電子メール	持参	合計
提出者数	14人	0人	0人	6人	2人	22人
構成比	63.6%	0%	0%	27.3%	9.1%	—

(4) 意見内容の内訳（条例素案資料5ページから18ページの項目に沿って分類）

分類	意見数	構成比
札幌市動物園条例（素案）に対して寄せられた意見		
条例全体	5件	6.9%
前文	1件	1.4%
目的	0件	0%
定義（動物園、生息域内保全、生息域外保全）	2件	2.8%
基本理念	0件	0%
市、市民、事業者の責務	0件	0%
動物園が行う活動	4件	5.6%
認定動物園	0件	0%
円山動物園の基本的な取組事項	7件	9.7%
基金～基金の設置～	0件	0%
市民動物園会議	3件	4.2%
その他（項目のない事柄の追加）	1件	1.4%
小計	23件	31.9%
条例素案に対する質問、動物園に関する施策及び円山動物園の運営に関する質問・意見・要望等	49件	68.1%
合計	72件	100%

※ 構成比の値は四捨五入しているため、内訳の合計値が小計と合わない場合があります。

3 パブリックコメントに基づく当初案からの修正点

市民の皆さまからいただいたご意見を基に、次の項目について条例素案の修正、追記等を行いました。

(1) 前文に関する意見

No.	意見の概要
	市の考え方
	意見の反映結果（条例案の前文の内容）
1	<p>(意見の概要) 「現代の動物園に求められる社会的役割」としては、「生物多様性の保全」「自然と人の共生」を実現する上で、動物園はまさにその実践の場であり、そこでの試行錯誤（調査研究や情報発信を含む）によって保全への貢献や動物福祉の意識向上に資することも、「現代の動物園に求められる社会的な役割」と考えられます。</p> <p>また、動物園の動物福祉の向上は、野生動物本来の姿を見せるだけでなく、より広く市民の動物福祉の意識向上に寄与するものであり、模範となる取り組みと積極的な情報発信が求められます。「現代の動物園に求められる社会的役割」を語るに当たっては、これらの観点も必要と考えられますので、これらの要素が読み取れる表現を検討ください。</p> <p>(市の考え方) これまで動物園は調査研究や情報発信等を実施してきたことに触れ、これらの活動を真に野生動物の保全へつなげなければならないという趣旨を盛り込みました。</p> <p>(条例案の前文) 我が国の動物園は、これまで、地球上の様々な動物を飼育展示し、繁殖に取り組むとともに、調査研究から得られた野生動物の生態等の情報を、動物の展示や教育活動等を通して市民に伝え広めてきました。市民は、命ある野生動物を観（み）ることで生き物や自然の不思議さを感じ、知的好奇心を高める憩いの場として動物園に親しんできました。</p> <p>一方、現在地球上では、生物多様性が急速に失われ、絶滅の危機に瀕（ひん）している野生動物がいる中、動物園が生物多様性の保全に果たす役割はますます重要になっています。</p> <p>あわせて、動物の飼育に当たっては、飼育動物の欲求を満ちし、その動物にとって幸せな暮らしをつくっていくという考え方が近年世界的に広がっており、動物園には、野生動物を将来にわたり守っていくことを考えながら、科学的知見に基づいた飼育管理や適切な獣医療を実践することが求められています。</p> <p>札幌市では、1951年に子どもたちの学びの場や市民の憩いの場を提供するために円山動物園を設置し、多くの市民に親しまれてきましたが、過去には良好な動物福祉の確保に対する取組が不十分であったことにより尊い命を失う事故を起こしてしまいました。このため、札幌市では、この反省の下、円山動物園の飼育管理体制や長期的な運営方針を見直し、良好な動物福祉の確保と生物多様性の保全に重きを置いて取り組んできたところで</p> <p>しかしながら、動物園が生物多様性の保全の役割を持っているという認識が社会全体に十分に広まっているとはいえず、また、現行法令では動物園がその社会的役割を果たすための取組が明確には示されていません。これらのことが、円山動物園を含む動物園のあり方を不安定なものとしており、動物園の持続可能な運営のためには、この状況を変えていくことが重要な課題となっています。</p> <p>そこで私たちは、動物園の生物多様性の保全における役割と良好な動物福祉の確保に対する責務を明らかにし、さまざまな協働を通じて動物園の活動を真に野生動物の保全へとつなげる仕組みを構築して、将来世代にわたり野生動物が存続できる自然と人が共生する社会をつくり育てていくために、この条例を制定します。</p>

(2) 動物園の行う活動に関する意見

No.	意見の概要	
	(市の考え方)	
	修正前	修正後
2	<p>「野生動物の保全への意識を醸成するための教育活動」について</p> <p>(意見の概要)</p> <p>条例素案資料 10 ページの(1)保全活動④に、「野生動物の保全への意識を醸成するための教育活動に関すること」とありますが、これは条例素案資料 21 ページにある「保全に向けた行動を促す取り組み」や「保全文化の創出」といった認識からは極めて弱いもので、なぜここまでトーンダウンしてしまったのか理解に苦しみます。私たち人類の将来が危機にさらされている現在、必要なのは「意識の醸成」ではなく「行動を促す」ことであり、より積極的な認識を望みます。</p>	
	<p>(市の考え方)</p> <p>現代社会で求められる環境教育に対する役割が、環境等の保全に対する意識を醸成するだけでなく、その保全への行動を促すことであることに鑑み、「野生動物の保全への意識を醸成し、及び行動を促すための教育活動」へ修正しました。</p>	
	<p>「野生動物の保全への意識を醸成するための教育活動」</p>	<p>「野生動物の保全への意識を醸成し、及び行動を促すための教育活動」</p>

4 パブリックコメントに寄せられたご意見と札幌市の考え方

条例素案の規定内容に対して加除修正を求めるご意見の概要と札幌市の考え方は以下のとおりです。なお、お寄せいただいたご意見は、その趣旨を損なわない程度に取りまとめ、要約して「意見の概要」欄に示しておりますことをご了承ください。

条例素案の規定内容の加除修正ではなく、条例素案（説明内容も含む）に対する質問、条例制定後の動物園に関する施策及び円山動物園の運営に関する質問や要望等もたくさんお寄せいただきました。そのご質問等の概要と札幌市の考え方については、12 ページ以降に掲載しております。

(1) 条例（素案）全体に関する意見

No.	意見の概要	札幌市の考え方
3	<p>条例は公立施設だけでお願いします。 一見破天荒で滅茶苦茶に見える動物園があるからこそ円山動物園のような正統派動物園が成り立ちます。みんな正統派になったら「もっと正統」を追いかけるだけです。動物園も多様性です。</p>	<p>世界各国の動物園水族館では、動物飼育施設には野生生物や生息地の保全とともに飼育動物の良好な動物福祉を実現する責任があるとして、これらに積極的に取り組んでいます。また、SDGs 達成やそのための教育活動においても動物園水族館がリーダーシップを発揮していこうとしています（参考文献：世界動物園水族館協会発行の保全戦略（2015）、動物福祉戦略（2015）、持続可能性戦略（2020）、保全教育戦略（2020））。</p> <p>この条例では、こうした動きを背景に、円山動物園など札幌市が設置する施設だけではなく、一般的に動物園とはどうあるべきかを示すことで、動物園が自主的に野生動物の保全や動物福祉の向上等に取り組むことを促す内容としております。</p>
4	<p>持続的な社会の実現の観点から、現在の飼育個体を最後の世代とするのが望ましいかと考えます。現実的に見て、「ゾウやホッキョクグマのようなカリスマ的な大型哺乳類のいない次世代型の動物園」か「動物園のない（二度と動物園は開園しない）持続的な日本社会」の二者択一以外には道はないと確信しています。将来的には、地元の野生動物（哺乳類・鳥類（終生のケアを必要とする個体のみ限定）は原則として繁殖は一切行わない）を初め、小型脊椎動物（特に爬虫類・両生類各種）と小型無脊椎動物（例えば昆虫など）、家畜・ペット動物に特化した欧米水準の先進的な次世代型の博物館型動物園（及び附属の野生動物（哺乳類・鳥類）サンクチュアリ）に移行すべきではなかろうかと提言します。</p>	<p>この条例では、動物園は、良好な動物福祉を確保しつつ、野生動物の保全を通じて生物多様性の保全に寄与することを目的とした施設であることを定めようとしております。</p> <p>動物園において飼育する動物の種類については、基本的には各施設を運営する事業者の判断になると考えており、この条例に定めることは予定しておりませんが、こうした動物園の設置目的に沿って生物多様性の保全の観点から選定されることとなり、その際には、良好な動物福祉の確保の観点も併せて考慮されることが望ましいと考えております。</p>

No.	意見の概要	札幌市の考え方
5	<p>野生動物を飼育展示し、入園料が発生して狭小な場所での飼育で動物愛護管理法に違反の可能性があっても、そこから申請がない限り、又は保全が目的でなければ、この条例は指導も意見も出来ないのでしょうか。認定される事より申請しない方を選べば、そのような所でも今まで通りの飼育が出来るという事でしょうか。</p> <p>例えば、外部や市民からの声を受け、札幌市が抜き打ちで検査でき、確認した上で存続の審査・検討ができる権限を付けるような条例にすることは出来ないのでしょうか。</p>	<p>動物園の運営について指導監督を行うことは、多大な資源（財源や人員）がかかること、生物多様性の保全について、動物園がその取組をしないことで市民生活等にどのような悪影響が及ぶかなどを具体的に説明することは難しいこと、また、条例に規定する基準を満たせばそれ以上の改善努力はしないといった状態になることも懸念されることから、札幌市が動物園の営業を規制することは困難であると考えております。</p> <p>動物の愛護及び管理に関する法律に違反している可能性がある場合は、同法に基づき指導等が行われることを踏まえ、この条例は、動物にとってよい飼育環境等を追求し、生物多様性の保全につながる取組指針を示し、市民・事業者の関心を高め、市の支援等により保全や動物福祉向上の取組水準を高めていくことを定めたいと考えております。</p>
6	<p>この条例は、罰則や行政（札幌市）の管理監督によって取り締まるのではなく、動物園が自主的に野生動物の保全に向けて繁殖や環境教育等に取り組んでいくよう促す条例とのことですが、外部の機関が監査しなければ意味がないと思います。市民が委員として参加可能な市民動物園会議は良いと思いますが、専門家なののでしょうか。今までの動物園はレクリエーション色が強く、市民が保全活動に関心を寄せる“キッカケ”作りのみに全力を注いできました。野生動物は全く守られていません。市民が寄付などをし、保全活動へ参加させて下さい。</p>	<p>この条例では、動物園の運営目的や実施すべき取組を明記する法律がないことを踏まえ、動物園の社会的位置付けを明確にするとともに、推奨する取組を定めてこれを促すことに重点を置いた内容を定めようとしております。</p> <p>取組を促す仕組みの一つとして認定制度があり、認定の審査は外部機関（附属機関）である市民動物園会議が行い、審査委員は専門的な知見を有する方で構成することを想定しております。</p>
7	<p>将来罰則規定のある法にすることもいいと思うのですが、法にするとその手続き論ばかりが議論され内容がおざなりになるケースもあります。</p> <p>そのためお示しの通り、まず条例からということで全国に拡げ、議論の裾野が広がった際、内容的に価値のある法律を制定頂ければいいなと思っています。</p> <p>ヒトも一生物であることに立ち返り、この条例をきっかけに、動物福祉が遅れている日本の動物園水族館に対する議論が深まり、動物の幸せにつながりますよう期待しています。</p>	<p>いただいたご意見は、今後のこの条例の普及啓発及び見直しの際の参考とさせていただきます。</p>

(2) 定義（動物園、生息域内保全、生息域外保全）に関する意見

No.	意見の概要	札幌市の考え方
動物園の定義について		
8	<p>ペットショップのようなところでもその定義に当てはめて問題はないのでしょうか。“教育活動”の定義が必要だと思います。動物を展示しているだけで“教育”とは、動物を見ただけで何が学べたのか違和感があります。</p> <p>また、家畜動物への見方を変えるべきです。家畜動物の飼育のための森林伐採、二酸化炭素排出など、環境問題が生じています。動物由来からの脱却を目指すべきです。家畜動物から衣食を賄う等の掲示物のある動物園がありますが、それは、過去の事であり、現在未来はそれとは違うのだと、認識させるべきです。本来のアニマルウェルフェアとは、家畜動物への定義だったはずです。</p>	<p>この条例における動物園の定義に該当する施設については、この条例における動物園に該当するものと考えております（条例素案資料6ページ参照）。</p> <p>動物園の定義規定では、動物園の教育活動は「野生動物の保全に関連する教育活動」としており、例えば、円山動物園では、ホッキョクグマの飼育舎で地球温暖化の問題について利用者に啓発するための展示や職員による解説を実施しております。</p> <p>家畜動物についてのご意見は、今後の動物園に関する施策の参考とさせていただきます。</p>
生息域内保全、生息域外保全の定義について		
9	<p>『生息域内保全、生息域外保全の定義』に関して、人間活動が原因で傷つく野生動物がいる現状を伝え、各々ができる事を提示し、環境破壊を防ぐ事を加えることはできないでしょうか？</p>	<p>この条例における生息域内保全、生息域外保全の用語の意味は、生物多様性条約等で示され、国際的認識となっている意味と同様のものとしてと考えております（条例素案資料6ページ参照）。</p> <p>ご意見にある「野生動物の現状を伝え、各々ができることを提示し、環境破壊を防ぐこと」については、生息域内保全に向けた取組の重要な手段であると考えており、条例素案資料10ページの「動物園が行う活動(1)保全活動③動物の展示④教育活動」に関する取組を進める際の参考とすべきものと考えております。</p>

(3) 動物園が行う活動に関する意見

No.	意見の概要	札幌市の考え方
保全活動について		
10	<p>動物園は保全・教育・研究をする上で、域外保全と域内保全の橋渡しを行うべき立場なのではないかと思いますが、素案の書き方ではあまり域内保全に力を入れるように感じられません。</p> <p>域外保全と比べ具体的な行動が記述されておらず、動物園がその生物多様性保全を行う道筋があまり見えないので、本条例が動物園に対してどこまで生息域内保全を求めるのかを明確にするべきだと思います。</p>	<p>ご意見にあるとおり、動物園は生息域外保全と生息域内保全の橋渡しの役割を持つべきであると考えており、生息域内保全に取り組むべきであると考えています。</p> <p>その一方で、生息域内保全の取組は、可能な限り、かつ、適当な場合に行うべきものであり、野生生物の生息状況や野生生物を取り巻く環境の変化に応じて変わっていくことが考えられることから、各動物園において取りうる手段は様々であると考えており、この条例において特定の生息域内保全の取組を明記することは難しいと考えております。</p>
良好な動物福祉の確保について		
11	<p>飼育下にある動物に関しては、昨今環境エンリッチメントという概念の重要性も増しています。またこちらの概念の方が動物の住環境がより豊かで充実するための踏み込んだ概念となっていると認識しています。そこで、条例にこちらの概念も取り入れることを提案致します。</p>	<p>ご意見にある環境エンリッチメントの概念は、「動物園が行う活動」の(2)良好な動物福祉の確保に記載の「その種に適した飼育管理の要件及び個々の要求に応じた飼育環境の下で飼育」にお示ししております(条例素案資料10ページ参照)。</p> <p>各動物園における具体的な手法は、この条文に基づいた取組として、各動物園が定める動物福祉規程で明らかにしていただきたいと考えております。</p> <p>円山動物園においては、この条例の規定に基づき市民動物園会議の意見を聴いて定める動物福祉規程において明確にしたいと考えております。</p>
12	<p>行き先もない繁殖、人気目当てだけの繁殖、親子・きょうだい同士の繁殖、親に早く発情させる為に子供を早々に引き離す事は禁止事項とし、余剰動物をなくしてください。</p> <p>高齢個体を移動する際は、移動先が預けるに値するところか十分に配慮・検討の上、移動後の生活環境も連携し、時には元の園でも市民に状況を伝えて下さい。</p> <p>これらを条例に取り入れて頂きたいと強く願います。</p>	<p>この条例では、動物園が「野生動物の保全」の目的のために「生息域外保全のための累代飼育」を行うことを定めようとしており(条例素案資料10ページ参照)、これは動物園における繁殖の目的が野生動物の保全であるべきことを意味しています。</p> <p>また、この条例では、「良好な動物福祉の確保」について定めようとしており(資料10ページ参照)、飼育動物の繁殖や移動についても、良好な動物福祉を確保したうえで行われるべきであると考えております。</p>

(4) 円山動物園の基本的な取組事項に関する意見

No.	意見の概要	札幌市の考え方
良好な動物福祉の確保について		
13	<p>動物福祉について職員の意識を明記する一方、保全に対するそれが無いことに、大きな違和感を覚えます。</p> <p>保全を推進するために、まず必要なのは職員の意識であることは、世界動物園水族館保全戦略にある「保全文化の創出」に明記されている通りで、そこを疎かにしては、保全教育のできようはずありません。</p> <p>動物福祉だけでなく、「生物多様性の保全への寄与」についても、「管理又は監督の地位にある職員」による「組織管理体制の整備」はもとより、円山動物園に関わる全ての職員が「意を用いなければならない」ことが明記されてしかるべきと考えます。</p>	<p>この条例では、良好な動物福祉の確保に関する職員の心がけの規定を定めたいと考えておりますが、この規定は、過去に円山動物園において職員の動物福祉への意識が不十分であったことに起因する飼育動物の死亡事故が発生したことを受けて、その再発防止を誓う趣旨で特に設けようとしているものです（条例素案資料12・13ページ（2）良好な動物福祉の確保⑤参照）。</p> <p>ご意見にいただいたとおり、「生物多様性の保全への寄与」の意識をもって職務に取り組むことは重要であることから、今後とも、円山動物園の職員に対し、研修等を通じて意識付けを行ってまいります。</p>
動物の展示及び教育活動における原則について		
14	<p>「ただし、次の①に掲げる事項について、生物多様性の保全に寄与する教育的効果があり、かつ、良好な動物福祉を確保しているものと市民動物園会議が認めた場合は行うことができること」を削除してください。</p> <p>野生動物とは適切な距離を取らなければなりません。動物園で直接接触する機会を提供することは、野生動物との誤った距離感を体験させています。直接接触しなくても生物多様性の保全に寄与する教育効果のあるプログラムを考案するのが動物園の役割です。</p> <p>例えば、エゾモモンガは北海道に生息している野生動物です。動物園での体験や動物園からの発信（エゾモモンガに給餌できます等）によって、一般市民が野生のエゾモモンガに直接接触する可能性があります。</p> <p>このような可能性は確実に排除しなければなりません。</p>	<p>条例素案資料13ページ（4）動物の展示及び教育活動における原則のただし書で定めようとしている例外事項は、飼育管理業務の実習や外来種駆除活動など、動物園の活動として必要かつ限定した適用を想定しており、単なるえさやり体験など、野生動物との距離感を誤って認識させるおそれのあるものについては、その想定には含まれておりません。</p>

No.	意見の概要	札幌市の考え方
専門的知識を有する職員の確保等について		
15	<p>札幌市の責務として、人材確保および人材育成について明記した点が素晴らしいです。合わせて適切な人数の確保も必要です。そのことも明記してください。</p>	<p>この条例では、円山動物園における過去の動物死亡事故の反省に立ち、円山動物園の飼育動物の飼育、診療等に関する業務において、良好な動物福祉の確保が図られるよう組織管理体制の整備に特に意を用いなければならないことを定めようとしております（条例素案資料12・13ページ（2）良好な動物福祉の確保⑤参照）。</p> <p>職員数については札幌市職員定数条例に定めているところでありますが、札幌市では、今後とも、動物園条例の趣旨に沿って、円山動物園の業務を適切に実施することができるよう、適正な業務分担・実施体制を整備し、これに必要な人材の確保及び育成に努めてまいります。</p>
16	<p>動物の飼育管理については2017年度から動物専門員という職が新設されましたが、獣医師に関しては、動物園動物の獣医療は特に高い専門性を必要とするにも関わらず、動物管理センターなどの他の部署との異動があり、専門的知識・技術を確立して経験を活かすための長期的な雇用がなされていないように感じます。動物専門員同様、獣医師についても専門職化制度を取り入れる必要があると考えます。</p>	<p>現在、ご意見にあるように、円山動物園で動物の診療を担当する職員は、札幌市に採用された獣医師免許をもつ技術職員（衛生職）から配置しています。</p> <p>人材の確保に際しては、獣医学科のある大学で公務員獣医師を目指す学生向けの説明会を実施するなど、円山動物園で獣医師として働きたい職員の確保に向けて取り組んでいるところです。</p> <p>現時点では、採用された職員の中から、動物園に必要なスキルのある獣医師を円山動物園に配置しておりますが、円山動物園以外の職場にも円山動物園での勤務を希望する獣医師免許を保有する職員がおりますので、欠員が生じた場合の人材は、札幌市として確保できていると考えております。</p> <p>獣医師の専門性の育成については、現在は日常の動物診療業務を通じた知識及び技能の習得や、連携協定に基づく北海道大学獣医学部の指導を受けるなど、実践を通じた経験を積ませることによって専門性を高めているところです。</p>
17	<p>獣医師に関しても専門職制度にするよう、文言として取り入れるべきだと思います。</p>	<p>獣医師の専門性の育成については、現在は日常の動物診療業務を通じた知識及び技能の習得や、連携協定に基づく北海道大学獣医学部の指導を受けるなど、実践を通じた経験を積ませることによって専門性を高めているところです。</p>
18	<p>獣医師について異動がなくなれば、熱意ある人材や大学で野生動物・動物園動物について学んだ人材が集まりやすくもなると思えます。</p>	<p>獣医師の専門性の育成については、現在は日常の動物診療業務を通じた知識及び技能の習得や、連携協定に基づく北海道大学獣医学部の指導を受けるなど、実践を通じた経験を積ませることによって専門性を高めているところです。</p>
19	<p>獣医師について、専門性の確保や、育成についてどのように想定されているのでしょうか。</p>	<p>今後につきましても、この条例の趣旨に沿って、継続的で安定的な獣医師の配置及び獣医療体制の確保ができるよう努めてまいります。</p>

(5) 市民動物園会議に関する意見

No.	意見の概要	札幌市の考え方
20	<p>現在の「市民動物園会議規則」を拝見いたしました。</p> <p>本素案の検討材料として会議成立の委員構成要件を明確にして頂くことを意見として記させていただきます。</p> <p>会議の委員構成を明記しておかないと、その時の市長や議長の方で利益相反の有る委員等、都合の良い委員を如何様にも選定できてしまう可能性が残りますので、例えば人を対象とする臨床研究法や倫理指針のように、委員構成と会議の成立要件を明確にして頂くことをご検討ください。</p>	<p>市民動物園会議の委員につきましては、学識経験者等の市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱することを想定しております。</p> <p>その選任に当たっては、動物園における生物多様性の保全に関する施策の推進に関して識見を有する方を念頭に置き、進めてまいりたいと考えております。</p> <p>また、市民動物園会議については、特に専門性を有する事項の調査審議を念頭に、臨時委員や部会の設置についても定めたいと考えており、これらの仕組みによって、特に専門的な事項についても対応できるものと考えております(条例素案資料18ページ参照)。</p>
21	<p>市民動物園会議が、動物福祉規定の制定改廃を調査審議し、また、寄附文化の醸成を旨とする基金による助成に対して意見を述べる以上、この委員には、動物福祉に関して専門的な知見のある人物が必須であり、また寄附文化(およびファンドレイジング)に詳しい非営利活動関係者の存在が求められます。前者は、適切な動物福祉規定を制定できるかの鍵を握り、後者は基金の規定が空文化しないために極めて重要ですので、これらの専門性が担保される規定を求めます。</p>	
22	<p>この条例は、動物愛護管理法(前者は5年ごとに見直し)や世界動物園水族館保全戦略(1993年、2005年、2015年と改訂)と深い関わりがありますが、規範となるべき考え方そのものが時代とともに大きく変わっている以上、この条例そのものの見直しと、改正の提案についても、市民動物園会議の所管事務に含めておくことが適切と考えます。</p>	<p>この条例では、市民動物園会議の所管事務として、「動物園に係る施策及び円山動物園の運営に関し調査審議し、及び意見を述べること」を定めようと考えており、ご意見にある「この条例の見直し・改正の提案」については、市民動物園会議が行うことが可能であると考えております。</p>

(6) その他

No.	意見の概要	札幌市の考え方
23	<p>現在日本には「動物園の運営目的や実施すべき事業を明記した法律」がないので、条例が必要と理解します。</p> <p>であるならば、国に法の策定を働きかけるなど、国全体として状況を改善する方向へ向かうような働きかけを行うことについて、検討が必要ではないでしょうか。</p> <p>条例に位置付ける項目として重要と考えます。</p>	<p>この条例では、円山動物園においてこの条例の趣旨に沿って事業を実施するため、円山動物園と国内外の政府、地方公共団体、大学等の研究機関、動物園その他動物園の活動に関連する機関等との間で積極的な連携及び協力が図られるよう取り組むことを定めようとしており(条例素案資料16ページ参照)、こうした連携協力の中で、国に対しても法律の策定等を含め必要な施策の要請を行ってまいります。</p>

5 条例素案、動物園の施策及び円山動物園の運営への質問・意見・要望等

(1) 条例素案及び動物園の施策に関する質問、意見、要望等

No.	意見の概要	札幌市の考え方
条例全体について		
24	動物園の法的な位置付けとは何か？ 行政(札幌市)の管理監督がなく法的な位置付けとは？	動物園については既存の法律で設置目的が特定されていません。動物園は、博物館法にも都市公園法にも該当する施設ではありますが、これらの法律に基づかなくても設置することができます。また、動物の取扱いにおいては、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき登録又は届出が必要な動物取扱業者(ほ乳類・鳥類・は虫類について販売、保管、貸し出し、訓練、展示などを業として行う者)として位置付けられておりますが、日本の法律には、動物園の設置目的が特定されていない状況です。 この条例はこうした背景をもとに制定するものでありますが、罰則や行政(札幌市)の管理監督によって取り締まるのではなく、「動物園は、生物多様性の保全に貢献するための施設」という認識を一般に広めながら、動物園が自主的に野生動物の保全に向けて繁殖や環境教育等に取り組んでいくよう促すことを目的としております。
25	自然界での生存も厳しく絶滅危惧種やすでに絶滅の可能性もある生物が動物園や保護地域で保護されているのは重要な事だと思えます。但し、保護する為の法律が動物園のあり方を固定してしまうのも悩ましく思えます。自然界に帰す機会のない生物にとって彼らがいかに幸福でいられるかも考慮があっても良いのでは？と思えます。動物福祉に重きをおきつつも、人の理想と動物達との関係が相容れないようにならないように留意して頂ければと思えます。	いただいたご意見は、この条例の制定後の動物園に関する施策及び円山動物園の運営の参考とさせていただきます。
市民の責務の周知について		
26	条例に強制力が無い中で市民に対する責務というのはどのように周知していくつもりでしょうか？	札幌市では、この条例の普及啓発を行うとともに、円山動物園の日々の展示や教育活動等の中で、この条例に定める市民の責務を意識していただくための機会を創出していきたいと考えております。 具体的には、市民が生物多様性の保全のために日常生活で実践できることをお伝えすることや、市民参加型の保全活動を企画するなどの取組を実施してまいりたいと考えております。

No.	意見の概要	札幌市の考え方
野生動物の保全について		
27	<p>条例素案資料10ページの(1)保全活動の①の「動物の収集」とは、具体的にどういう事なのでしょうか。</p>	<p>この条例では、動物園が行うべき保全活動の一つとして「動物の収集」を定めようとしておりますが、これは、この条例の目的である野生動物の保全（条例素案資料10ページの(1)の②～⑤の取組）に必要な動物を計画的に収集するという趣旨です。</p> <p>すなわち、集客・収入の目的で動物を収集するのではなく、調査研究により生理生態等を解明する目的や、種を絶やさないための繁殖等の目的、野生動物の生態や生息環境の現状などを良く知ってもらうための展示や教育活動の目的など、野生動物の保全につながる取組の目的をもって動物を収集するということを意味しております。</p>
28	<p>動物園内の種の保存よりも、生息地での環境改善への取り組みの方が優先事項だと思います。</p>	<p>生物多様性の保全の取組については、生物多様性条約など国際的な認識においても生息域内保全を基本とし、生息域外保全は可能な限り、かつ、適当な場合には、主として生息域内における措置を補完するため行うとしておりますので、ご意見にあるとおり、生息地での環境改善への取組が優先されるべきものと考えております。</p> <p>こうした中で、動物園の役割は、生息地における野生動物や生息環境の保全に関わりながら生息域外保全を行うこと、また、野生動物の生理生態等の解明や飼育繁殖技術の確立によって、生息域内保全や生息域外保全に貢献していくことと考えております。</p>

No.	意見の概要	札幌市の考え方
29	<p>そもそも、飼育下にある動物が簡単に野生に戻れるものなのでしょうか。</p> <p>その辺の知識などは一般人にはありませんので、野生に戻れるのか、今までリターンできた動物は居るのか、細かい情報の開示をお願いします。</p>	<p>環境省では、希少な野生動植物種を保全していくため、国内希少野生動植物種を指定し、保護増殖事業計画を策定して、保護増殖事業を実施しています。</p> <p>そのうち、北海道内の取組としては、シマフクロウについて平成5年に保護増殖事業計画が策定され、計画策定当初は100羽と推定されていたところ、生息地環境の保護事業などにより平成29年度には165羽程度が確認されています。</p> <p>この保護増殖事業の中で、釧路市動物園は平成7年に世界で初めて繁殖に成功し、その後も2020年4月までに18羽の繁殖に成功しており、2016年からは円山動物園、旭山動物園も繁殖の取組を開始し、各園で繁殖に成功しています。</p> <p>1993年以降、増殖を目的に放鳥(野生復帰)した12例の個体は、ほとんどが傷病のため一時的に保護された野生個体で、飼育下繁殖個体の放鳥は1999年の1例のみとなっておりますが、飼育下繁殖個体の放鳥が必要となる時に備え、動物園で種を守っていく繁殖等の役割が求められています。</p> <p>なお、他の国内事例ではトキやコウノトリなどの事例があり、以下のホームページで情報掲載されていますので、参考にしてください。</p> <p><参考></p> <p>環境省 HP (「保護増殖事業」) https://www.env.go.jp/nature/kisho/hogozoushoku/index.html</p> <p>環境省 HP (「トキの野生復帰の取組評価」) https://www.env.go.jp/press/files/jp/29583.pdf</p> <p>兵庫県立コウノトリの郷公園発行キコニアレターNo.18 (2019.1.25発行) http://www.stork.u-hyogo.ac.jp/downloads/news_letter/c1018.pdf</p> <p>NPO 法人北海道シマフクロウの会発行 北海道シマフクロウ通信第28号 https://hokkaido-shimafukurou.org/hs/wp-content/uploads/2021/06/8a5d732dd5f9f697d2d16d699b344d7c.pdf</p>

No.	意見の概要	札幌市の考え方
30	<p>野生動物保全と書かれていますが、生息域内保全には植物や環境そのものの保全活動も関わってくると思います。</p> <p>札幌の動物園でそのような多面的な保全活動を推進していく具体的な計画はあるのでしょうか。</p>	<p>現在のところ、札幌市では、ご意見にあるような多面的な保全活動を推進する具体的な計画はありません。</p> <p>動物園が担う生息域外保全の取組は、生息域内保全の取組と結びついていく必要があると考えておりますので、円山動物園や市内の動物園が、今後どのような取組ができるか検討してまいりたいと考えております。</p>
31	<p>現在の円山動物園には保全を専門に行う部署が無いと思います。</p> <p>保全活動には高い専門性と長期的な事業実施が必要だと思うが、具体的にどのような実施計画があるのでしょうか。</p>	<p>野生動物の「保全」とは、野生動物が維持回復し存続可能な状態になることを指し、野生動物の「保全活動」とは、繁殖、累代飼育、野生復帰技術の確立のほか、保全に必要な動物収集、調査研究、展示、教育活動、情報交換等の関係業務全体が含まれるものと考えております。</p> <p>円山動物園では、保全活動の専門部署を設ける予定はありませんが、飼育動物を担当する職員一人一人が主体となり、動物種・取組内容別に、保全活動の実施体制（複数人チーム）を整備し、取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>また、その業務に必要な知識、技術等についても、職員が日々の業務や研修を通じて習得することができるよう努めてまいります。</p>

No.	意見の概要	札幌市の考え方
32	<p>動物園の優れた取組について、内外から正しく評価を受ける仕組みづくりをしていただきたいと思います。</p>	<p>この条例では、動物園のうち、この条例の目的及び理念に沿った取組を行うものとして別に定める要件に適合すると認められるものについて、その申請により、札幌市認定動物園として認定する認定制度を定めようとしております。</p> <p>この認定制度により、良好な動物福祉を確保しつつ、野生動物の保全を通じて生物多様性の保全に寄与する優れた取組を実践している動物園について、その取組が広く周知され、社会から評価を受けることができるものと考えております（条例素案資料 11 ページ参照）。</p> <p>認定に当たっては、動物園の優れた取組を専門的、かつ、客観的な基準によって評価する仕組みづくりを進めてまいります。具体的には、市民動物園会議に認定審査に必要な専門的知見を有する委員で構成する専門部会を設置し、認定基準や審査基準等を検討してまいりたいと考えております（条例素案資料 18 ページ参照）。</p>
33	<p>保全活動について、効果的な事業実施継続のために外部機関等からの評価を受けることも必要であると考えられますが、動物園で実施した保全活動はどのように評価されるのでしょうか。</p>	<p>この条例では、動物園は飼育動物の動物福祉について定期的に評価を行うことを定めようとしており（条例素案資料 10 ページ参照）、その方法として外部の機関から評価を受けることが有効であると考えます。</p> <p>また、この条例では、動物園の取組を促す仕組みの一つとして認定制度を定めようとしており、認定の審査は学識経験者や公募に応じた市民などが委員を務める市民動物園会議が行うこととしており、認定動物園が一定の要件を満たさなくなった場合は、認定要件を満たすよう助言等を行うほか、認定の取消しの措置を行うこともあることから、認定制度を利用する動物園については外部機関（市民動物園会議）の評価を受けることとなります。</p> <p>なお、円山動物園については、飼育動物の良好な動物福祉の確保について、定期的に市民動物園会議の評価を受けること、その評価の結果を業務運営の改善に適切に反映させること、当該評価の結果の反映状況を公表することを定めようとしております（条例素案資料 12 ページ参照）。</p>

No.	意見の概要	札幌市の考え方
良好な動物福祉の確保について		
34	<p>動物福祉の意義と「保全」の捉え方についてですが、動物園水族館等動物施設（以下「園館」）は保全教育施設であり、動物が辛い状況では教育は成立しないため、園館が動物福祉向上に取り組むのはもはや当然であり、全ての園館の基盤となることです。動物が辛い状況にある園館が「保全に取り組んでいます」と言っても本末転倒になるので、動物福祉向上は何よりもまず取り組むべき重要事項です。</p> <p>園館で暮らしてくれている動物の魅力を活用させて頂いて、来園者やネットの向こうの人たちの「意識と行動を保全方向に変える」ことこそ、資金力その他で海外の園館や団体に遠く及ばない日本の園館にもできる重大な保全教育です。生きている動物という宝を持っている園館だからこそできる保全活動です。その意識がまだまだ無く「保全＝増やす」と思い込み、動物に負担をかけてまで「ただ増やしているだけで満足している」に陥っている園館がほとんどですので、今一度真剣にご検討をお願い致します。</p>	<p>ご意見にあるとおり、動物福祉向上の取組は、他の取組を行ううえで大前提となるものと考えております。</p> <p>野生動物の保全を目的に生理生態の研究や繁殖等を行う際にも、動物の痛みやストレスを最小限にし、快復困難となるような行為とならないか慎重に検討する必要がありますと考えています。</p> <p>いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
35	<p>良好な動物福祉確保の為に、市民、来園者の意識の低さを変えて行く項目、取り組みを強く希望します。</p> <p>変えて行く為に、動物園の業務に携わる市民、事業者との協働が必要だと思います。ボランティアではなく、事業者など外部からの雇用による、来園者への対応をメインに園内全域を巡回しながら、市民と来園者と動物園を繋ぎ、職員の負担を補助し良好な動物福祉を目指せる環境を目指すような仕事が必要だと思います。</p> <p>札幌市民の財産として未来に動物園を残し、市民の民度も高くして行く責務があると強く感じます。</p>	<p>この条例では、市民に動物福祉に関する理解と関心を深めていただくため、7月25日を円山動物園動物福祉の日とし、動物福祉の向上に関する普及啓発等を行うことを定めようとしております（条例素案資料13ページ参照）。</p> <p>いただいたご意見は、この普及啓発等を実施する際の参考とさせていただきます。</p>

No.	意見の概要	札幌市の考え方
認定動物園について		
36	<p>認定を受けた園館は支援などの面で優遇されるというのには概ね賛成ですが、認定から外れた施設は劣悪な環境のまま取り残されることになるため、別途札幌市からの指導が入るのか、そのまま「別物」として放置なのかが気になります。</p>	<p>この条例は、罰則や行政(札幌市)の管理監督によって取り締まるのではなく、「動物園は、生物多様性の保全に貢献するための施設」という認識を一般に広めながら、動物園が自主的に野生動物の保全に向けて繁殖や環境教育等に取り組んでいくよう促す条例としています。</p> <p>したがって、この条例では、認定を受けない施設に対しては条例に基づく支援、指導等はありませんが、認定動物園は、一定の要件を満たさなくなった場合は、認定要件を満たすよう助言等があり、要件を満たさなくなったときは認定の取消しの措置を行うことを想定しています。</p> <p>なお、劣悪な環境で動物の取扱いを行っていると判断される事業者については、動物の愛護及び管理に関する法律等の関係法令による指導等の対象となるものと考えております。</p>
37	<p>認定要件の詳細が不明です。認定要件の内容について、市民からの意見を取り入れたあと、市民動物園会議の意見を聞いて頂きたいと思います。また、「認定」のメリットが解りづらいです。市からの支援がなくても寄付はクラウドファンディングで出来てしまいます。</p>	<p>認定動物園の認定要件は、条例制定後、認定動物園への支援内容や市民への意見募集を行うかどうかを併せて検討し、市民動物園会議の意見を聴いたうえで定める予定です。</p> <p>この条例では、市による認定動物園の認定を通じて、その動物園がこの条例で推奨する取組に意欲的な動物園であることを一般に周知する仕組みとなることを想定しています。</p> <p>動物園にとっては、保全へつなげていくための情報発信や教育活動、生理生態等の調査研究の取組が公に認められ、市の支援を得ながらさらなる取組強化を進めるメリットが期待できると考えております。</p> <p>また、市の認定を受けることにより、野生動物の保全に積極的な取組をしている動物園であることが市民や事業者から理解され、寄附等の協力等が得やすくなる効果も期待できると考えております。</p>

No.	意見の概要	札幌市の考え方
38	<p>財政的支援を行う制度について、「意欲的な動物園」はとても良いと思いますが、認定制度の評価は厳しくすべきです。緩いと、結局、何も変わらない。とならないようにして欲しいです。その動物の生息地の環境に、限りなく近づけた園だけが、認定されるべきです。</p>	<p>いただいたご意見は、この条例に基づき定める認定要件を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
39	<p>認定の際の要件には、野生動物に直接触れることや野生動物への給餌ができるいわゆる「ふれあい動物園」を除外する要件を入れてください。人と野生動物は適切な距離を取らなければならない、野生動物とのふれあいを売りにしているような動物飼育施設は動物園ではありません。</p>	

(2) 円山動物園の運営に関する質問・要望等

No.	意見の概要	札幌市の考え方
円山動物園動物福祉の日について		
40	<p>動物福祉の日を設けて職員の意識の変化はあったのでしょうか。</p> <p>市長や動物園に届いた外部からの厳しい意見もオープンにして職員の皆様にも読んで共有して頂きたいと思います。そこでいろいろ自己で考えて頂けたらと願います。</p>	<p>円山動物園では、良好な動物福祉を確保できず、大切な飼育動物を死亡させるという過ちを犯したことを反省し、その改善策として、飼育展示や動物診療に係る職員体制の改善等の取組や、長期的な基本方針の策定等を進めてまいりました。その上で、2019年には、7月25日を「動物福祉の日」と定め、動物福祉の向上に関する研修等の取組を行ってまいりましたが、条例上、改めて円山動物園動物福祉の日を明記することで、将来に渡って教訓とし、円山動物園の職員の一層の意識の向上を図りたいと考えております（条例素案資料13ページ(3)円山動物園動物福祉の日参照）。</p> <p>また、この条例では、そうした反省の下、良好な動物福祉の確保に重点を置き、円山動物園の職員の日々の業務における心がけとして、良好な動物福祉の確保が図られるよう、特に意を用いなければならないことを定めようとしているほか（条例素案資料12・13ページ(2)良好な動物福祉の確保⑤参照）、円山動物園の運営に当たっては、利用者、市民、事業者等からの意見を適切に反映するよう努めなければならないことを定めようとしております（条例素案資料17ページ(9)公表等②参照）。</p>

No.	意見の概要	札幌市の考え方
施設の整備及び管理について		
41	<p>施設整備には保全と動物福祉に資することは大前提として、目的にある「持続可能な社会の実現」への寄与という観点から、地球温暖化対策などの側面でも模範となる施設であることを望みます。なお、このような視点は、世界動物園水族館保全戦略（pp. 24-25）にも明記されています。</p>	<p>いただいたご意見は、円山動物園における施設の整備及び管理の参考とさせていただきます。</p>
42	<p>飼育動物の安全確保、良好な動物福祉の確保ならば、エランド、シマウマの屋内、屋外は早急に整備するべきかと思えます。</p>	
43	<p>大型の動物を狭い飼育スペースに入れる事は、運動不足や、心理面での虐待に当たります。大型動物の新規購入や譲渡を打ち切るべきです。</p>	<p>円山動物園で飼育展示する動物種については、札幌市円山動物園基本方針「ビジョン2050」において「円山動物園で飼育展示していくために必要な条件」として、「動物福祉の確保」を挙げ、「飼育面積や飼育体制の確保など、動物福祉を充実させた飼育環境を用意することが可能であるかどうか、動物福祉の向上に取り組むことができるかどうか」について考察することとしたところであり、その詳細については、ビジョン2050の第1次実施計画において定めております。</p> <p>今後、展示飼育する動物種の見直しを行う際には、動物福祉規程に基づく評価を踏まえ、良好な動物福祉の確保等に留意し、検討してまいります。</p>
危機管理について		
44	<p>危機の想定が、理想的で都合のいい危機の範囲になっているので、財政危機によって動物の食糧を得ることができなくなった場合や、戦禍によって動物園に被害がもたらされる可能性が出た時の対応について検討し、現実的に対応できる計画を立てておく必要があると思えます。</p>	<p>いただきましたご意見は、動物園の危機管理計画を運用していく際の参考とさせていただきます。</p>
45	<p>全国の動物園で、非正規職員や研修生が猛獣への単独での餌やり等で死傷する事故が頻繁に報道されています。非正規職員や研修生が猛獣への単独での餌やりを厳禁する様、ガイドラインに明記すべきです。</p>	<p>円山動物園では、安全面から、会計年度任用職員（非常勤職員）が単独で動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物である猛獣等を取り扱うことがないよう管理しております。</p>

No.	意見の概要	札幌市の考え方
46	<p>捕獲等訓練は、ぬいぐるみを着て逃げている様な訓練方法では、いざという時、役には立たないと思います。</p> <p>施設の安全点検や捕獲訓練は、現実起きた事象（他園の事例等）を参考にして、それを円山動物園で起こった場合にどうするかを想定した訓練にしてはいかがでしょうか。その後、安全点検も同時にその場で確認していけば、多くの目で見ることが出来て、気づく事も増えるのではないのでしょうか。</p>	<p>円山動物園では、飼育動物が逸走した際の対応については、実際に動物が逃げた事例を参考にすべきと考えており、訓練や施設管理に反映しているところです。</p> <p>その他、あらかじめ逸走動物や捕獲場所を訓練前に定めず、職員がその都度判断する方法で、より実践的な訓練を実施しております。</p> <p>いただいたご意見を参考とさせていただき、今後も実例をもとにした様々な想定をして対策を実施してまいりたいと考えております。</p>
連携業務の専門部署について		
47	<p>連携について記述されている業務において、専門性と人材の確保が重要となると考えます。専門部署の設置等の計画はあるのでしょうか。</p>	<p>円山動物園では、条例素案資料16ページ(7)連携に掲げる取組を実施するための専門部署を設置する予定はありませんが、職員研修の実施等により、他の機関等と連携を進めるために必要なノウハウを習得してまいりたいと考えております。</p> <p>いただいたご意見は、今後、他機関との連携を進めるうえで参考とさせていただきます。</p>
専門的知識を有した職員の確保等について		
48	<p>全面的に賛同いたします。その上で職員の地位向上と質の確保のために待遇面も十分に検討して下さい。</p>	<p>職員の配置数（定数）については、札幌市職員定数条例、職員の処遇については、人事委員会勧告を踏まえ定めた札幌市職員の給与に関する条例や札幌市職員の勤務条件に関する条例などに基づき対応しているところです。</p>
49	<p>動物専門員制度を導入してから数年経過しましたが、見ている限り人が足りません。国内の園館で度々起こる「動物と人との接触事故」、ヒヤリハットもこの人員不足によるものだと思います。動物の福祉は勿論大切ですが、動物園業務に従事する職員への福祉が後回しにならないことを願います。そこで働く人たちの福祉や安全は、そのまま飼育動物の福祉と安全に繋がるのだと思います。</p>	<p>今後とも、動物園条例の趣旨に沿って、円山動物園の業務を適切に実施することができるよう、適正な業務分担・実施体制を整備し、これに必要な人材の確保及び育成に努めてまいります。</p>
50	<p>円山動物園は、現在もチーム制なのでしょうか。チームなら同じ飼育内容を誰でも出来るようにしておく必要があると思います。</p>	

No.	意見の概要	札幌市の考え方
51	<p>今の若い飼育員はおおむね、動物福祉向上の取り組みを当たり前のことと捉え、その努力をしたいと考えています。その熱意と実践を妨げるのが、動物福祉向上の取り組みの意義も魅力も理解していないチームリーダーや管理職で、その人の反対で動物福祉向上の取組が進まないという悩みをよく聞きます。</p> <p>札幌市円山動物園も例外ではありませんので、そうした管理職を、さらに上の管理職がきっちり管理する体制の強化をお願いしたいです。</p>	<p>円山動物園では、飼育動物の良好な動物福祉の確保が図られるよう、管理監督者を含め、組織的に取り組んでいかなければならないと考えております。</p> <p>このような姿勢を明らかにするため、この条例では、円山動物園の業務について管理又は監督の地位にある職員に対しては、飼育動物の飼育、診療等に関する業務において、良好な動物福祉の確保が図られるよう、組織管理体制の整備に特に意を用いなければならないことを定めるとともに、円山動物園の飼育動物の飼育、診療等に関する業務を行う職員に対しては、当該業務が飼育動物の生命、健康状態等を左右する重大な業務であることを自覚し、当該業務の遂行に当たっては、良好な動物福祉の確保が図られるよう、特に意を用いなければならないことを定めようとしております（条例素案資料12・13ページ（2）良好な動物福祉の確保⑤参照）。</p>
52	<p>普及啓発を専門とする職員の採用はお考えでしょうか。せっかく条例で正しく伝えるための原則を定める方針ですので、伝えるための専門的技術を持った人材の確保もご検討下さい。</p>	<p>札幌市では、現在、円山動物園での動物の飼育管理等を行う職として動物専門員を設けて採用しておりますが、その職務内容は、動物の飼育や獣舎の点検・清掃といった飼育管理業務のほか、環境教育、繁殖計画、エンリッチメントの検討・実施、新設獣舎の計画調整、情報誌など外部への発信、動物観察データの入力、解析等と多岐にわたるものとなっております。</p> <p>動物専門員一人一人が、担当する動物や取組の普及啓発を担うこととしているため、普及啓発業務に限定した職の設置・採用は予定しておりませんが、良好な動物福祉の確保、野生動物の保全、生物多様性の保全といった、この条例の重要事項を市民や利用者の皆様に伝える普及啓発業務についても、これを適切に実施するため、研修や日常業務を通じて職員の育成に努めてまいりたいと考えております。</p>
53	<p>研修や研究について、継続性や実施内容の質の確保のためには評価を受けることが重要であると考えますが、実施内容や効果について評価基準等を作成する予定はあるのでしょうか。</p>	<p>研修の効果は、日々の業務を通じてその効果を測ることができると考えます。</p> <p>また、研究については、研究会での発表や論文掲載などを通じて、その有用性などについて評価を受けることになるものと考えております。</p>

No.	意見の概要	札幌市の考え方
54	<p>保全、研究、教育等の優れた取組については積極的に広報していく必要があり、専門性の高い情報を正しく、効果的に発信していくためには広報担当においても専門性が必要であると考えます。直接動物飼育に関わらない職種（広報、造園、デザイン、施設設計等）においても専門性向上について検討していただきたいです。</p>	<p>円山動物園における動物飼育以外の業務を担当する職員についても、様々な研修・セミナー等への参加及び日常での実践を通して、効果的な広報、園内の植栽整備及び維持管理、施設整備に係るデザイン等のノウハウの蓄積に努めてまいります。</p> <p>いただいたご意見は、円山動物園における今後の業務の参考とさせていただきます。</p>
<p>基金（円山動物園への寄附）について</p>		
55	<p>円山動物園に用途を限定して寄付したい市民のために、基金に用途を限定した枠を設けてください。</p>	<p>いただいたご意見は、この条例に基づき設置する基金の制度設計の参考とさせていただきます。</p>
56	<p>現在ある“サポクラ”は、「応援、見る、聴く。学ぶ」がつまっている内容でとても充実しているレクリエーションであるため残して欲しい。</p>	<p>さっぽろ円山動物園サポートクラブ（サポクラ）は、円山動物園の支援団体であり、当園の環境教育や飼育環境の拡充等に対して様々なサポートをしていただいております。</p> <p>サポクラには円山動物園に対する支援を今後も継続していただき、利用者や市民の方にご満足いただける取組を連携して取り組んでまいりたいと考えております。</p>
<p>市民動物園会議について</p>		
57	<p>認定動物園の審査について主体になるのが「市民動物園会議」であることに不安があります。委員の選出等については慎重にお願いします。</p>	<p>市民動物園会議の委員につきましては、学識経験者等の市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱することを想定しております。</p> <p>その選任に当たっては、動物園における生物多様性の保全に関する施策の推進に関して識見を有する方を念頭に置き、進めてまいりたいと考えております。</p> <p>また、市民動物園会議については、特に専門性を有する事項の調査審議を念頭に、臨時委員や部会の設置についても定めたいと考えており、これらの仕組みによって、特に専門的な事項についても対応できるものと考えております（条例素案資料18ページ参照）。</p>
58	<p>委員じゃなくてもリアルタイムで会議を見れる環境整備をしていただきたいです。</p>	<p>いただきましたご意見は、今後の市民動物園会議の運営の参考とさせていただきます。</p>

No.	意見の概要	札幌市の考え方
59	<p>市民動物園会議で議論すべく事柄に対して、来園者からも事前に意見、提案を聴き取り集め、まとめ、会議に持ちこめる体制を提案します。</p> <p>よく来園する方々は、動物たちの行動、様子の変化にもとても敏感ですので、来園者の気づきの中から飼育動物の動物福祉向上につながる意見を募ると良いと思われます。</p> <p>動物園が運営目的とする「生物多様性の保全」を来園者も一緒により深く身近に考え、その意見を良好な動物福祉の確保につなげて欲しいです。</p>	<p>円山動物園では、利用者の皆様からいただいた貴重なご意見を運営の参考にさせていただいており、この条例においても、円山動物園の運営に当たっては、利用者、市民、事業者等からの意見を適切に反映するよう努めなければならないことを定めようとしております（条例素案資料17ページ（9）公表等②参照）。</p> <p>また、この条例では、市民動物園会議の委員の委嘱に当たり、市民の皆様を代表する委員として、公募による市民委員を委嘱し、円山動物園の運営につきましても、ご意見を伺いたいと考えております（条例素案資料18ページ参照）。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の市民動物園会議の運営の参考にさせていただきます。</p>
広報・広聴について		
60	<p>ツイッターとHPは連動させ同様の情報を得られる場所にし、訃報も必ずツイッターに載せて頂きたいです。動物の紹介時は、愛称がある動物は愛称でお知らせ願いたいです。</p> <p>市民動物園会議は、傍聴者として参加は出来ませんが、発言は禁止され、意見もその場では聞いてもらえませんので、市民の新鮮な意見を取り入れる方法を検討して頂きたいです。</p>	<p>円山動物園から発信する情報につきましては、ホームページに掲載することを基本としており、ツイッターでは主として動物の日々の様子やイベント関係、開園情報等を発信しております。</p> <p>ツイッターで動物の情報を発信する際は、動物種に関する情報として発信することが多いため、各個体の愛称の掲載は少ない状況となっております。</p> <p>また、市民の皆様からのご意見につきまして、この条例では、円山動物園の運営に当たっては、利用者、市民、事業者等からの意見を適切に反映するよう努めなければならないことを定めようとしております（条例素案資料17ページ（9）公表等②参照）。</p> <p>いただいたご意見は、円山動物園における今後の業務の参考とさせていただきます。</p>
61	<p>条例や動物園、動物の生態などもっと深く興味を持って意識を高めてもらうためにSNSを上手く活用したらいいのではないかと思います。せっかく公式Twitterがあるのにあまり魅力的な発信をしているとは思えません。今の時代状況を知ってもらったり、寄付を募る場合もSNSでの魅力的な発信が鍵ではないでしょうか。</p>	<p>いただいたご意見は、円山動物園における今後の業務の参考とさせていただきます。</p>

No.	意見の概要	札幌市の考え方
62	<p>令和3年度第1回目の市民動物園会議議事録に載っていた、年/数回のアンケートもほとんどみた事もないですし、アンケートの取り方も疑問を感じます。委員の方も話されていましたが、問い方でかなり変わりますし、対面では難しいです。満足度98%はあり得ない数字だと園側も疑問を持って頂きたいです。</p>	<p>円山動物園では、来園者アンケートは、毎月2回（平日1日、土日祝日1日）、来園者100名を対象に実施しております。アンケート用紙は、退園時に正門及び西門で記載していただきスタッフが回収しております。</p> <p>利用者の皆様の率直なご意見をよりの確に把握できるよう、いただいたご意見や市民動物園会議での議論を踏まえて、より良いアンケートの実施方法について検討してまいります。</p>
飼育動物の名前（愛称）について		
63	<p>今後飼育動物に名前をつけるかどうかの方針もご検討ください。</p> <p>個人的には個体に名前があり、死亡した際には名前でその個体を偲ばれる方が、飼育動物に感謝し悼むという気持ちが利用者に伝わるような気がしていますが、予めこの方針を記しておいて頂くと利用者も理解しやすいです。</p>	<p>円山動物園では、個体を識別することで、その個体の特徴をより詳細に観察し、その性差や年齢差等について学習できると判断した飼育動物については、愛称をつけることとしております。</p> <p>愛称に関する方針の公表については、今後検討させていただきます。</p>
園内利用者へのマナー啓発について		
64	<p>一部の市民のみならず、一部の旅行者が、ガラス叩き、自撮り棒の接写、フラッシュ撮影、えさやり、猫じゃらし、雪玉をぶつける、大声で驚かす、笑うなど、動物を刺激しおもちやにするのを見ます。</p> <p>条例で目指すことが旅行者にとっても好影響となり、結果的に地元の動物園で暮らす動物たちへも還元され、全体として変わっていくことまで目指さなければ、成立しません。旅行者を含めた利用者全体に働きかけを行うことも、市と事業者（旅行会社、出版社、メディアなど）の責務とし、動物園を訪れる前の事前教育、PRのコンテンツを整備してほしいです。</p>	<p>円山動物園では、市外・道外・海外からの利用者の皆様にも、この条例の趣旨をご理解いただけるよう、普及啓発に努めてまいります。</p> <p>いただいたご意見は、条例の普及啓発を図る際の参考とさせていただきます。</p>
65	<p>動物園内の掲示物が増えて来園者に色々と伝えようとしている姿勢は感じられますが、来園者のマナーの向上については、全く変化が見られない上に悪化しているような気がします。マナーに関してもガラス叩きなどをしないようにわかりやすく目につきやすい注意書きをお願いしたいです。大学と共同でマナーサインを考えているようですが、どうなっているのでしょうか？</p>	<p>円山動物園では、大学と共同でマナーサインを検討し、「エサやり禁止」「フラッシュ禁止」などの注意喚起・禁止事項に対する共通デザインのものを設置しています。</p> <p>「ガラスたたき禁止」やその他のマナー啓発に関する新しいサインに関しては、効果を確認しながら、設置していく予定です。</p>

No.	意見の概要	札幌市の考え方
66	<p>コロナ禍で動物園でもマスク着用や手指の消毒、換気など感染対策をしていますが、来園者のマナーの意識の低さが目立ちます。動物達の安全を確保するのはもちろんですが、訪れる方々が安心して動物園で過ごせるように園内でノーマスク、鼻マスクの方に対する声掛けなど、もっとマナーの周知をしていただきたいです。</p>	<p>円山動物園では、利用者の皆様に安心してご来園いただけるよう、引き続き、利用者の皆様へのマナーの周知に努めてまいります。</p>
67	<p>ボランティアの方々にも野生動物に関する情報を正確に来園者に伝えて頂く様ご指導願います。また、動物に対してのマナーや動物に触れる時にしてはいけない事を大人、子供、団体問わず来園者がしっかりと守るように動物園がお伝え下さい。</p>	<p>この条例では、円山動物園では、野生動物に関する情報を正確に伝え、動物の尊厳を尊重することを念頭に動物の展示や教育活動を行っていくことを定めようとしております(条例素案資料13ページ(4 動物の展示及び教育活動における原則参照))。</p> <p>円山動物園のボランティアに対しては、動物の生態などに関する勉強会などを適宜実施しており、こうした条例の趣旨も踏まえ、今後もボランティアの解説内容の質の向上などに向けて取り組んでまいります。</p>
その他		
68	<p>監視カメラでの映像は以前、映像を確認した後で上書きして消していると聞いていますが、資料・報告として保存しておくべきだと思います。</p>	<p>円山動物園では、監視カメラの映像データについて、その分量が膨大であることから、その全てを確認し、保存することは困難ではありますが、資料的価値があるなど必要なものを保存することとしております。</p>
69	<p>献花台は短期間でもいいので獣舎か付近にして欲しいです。</p>	<p>円山動物園では、死亡した動物の獣舎に献花台を設置することは、職員数が限られていることもあり、適正な管理が困難であることから、動物園センターに設置しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
70	<p>動物園敷地内の焼き肉ガーデンは、動物への虐待行為であると、全国から非難が浴びせられています。ハンバーガー等の焼き肉も極力、メニューから外すべきです。</p>	<p>円山動物園において、常設の焼き肉ガーデンはなく、ご意見にあるような食堂事業者のメニューの制限を行う予定はありませんが、その他の園内事業者も含め、動物への虐待行為とみなされないよう配慮して運営してまいりたいと考えております</p>

3 その他感想等

- No. 71 動物園の定義を「生物多様性の保全に寄与することを目的」と明記している点が素晴らしいです。保全に寄与しない施設は動物園ではない事が明確になっています。
- No. 72 条例ができれば、条例が守られているのか市民が見たり感じた事など動物園にも伝えたいし、市民動物園会議への提案、市長にも伝える事が出来るよう協力できればと思います。

札幌市環境局円山動物園

TEL : 011-621-1426 FAX : 011-621-1428

E-mail : zoo.kanri@city.sapporo.jp